

特装車 メンテナンスニュース

大型危険物タンクローリ編

No. 48 2019・9

タンクローリは安全点検制度対象車両です



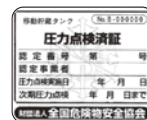
日常点検および年次点検整備を実施いたしましょう！



タンクローリは法令規則により、日常点検・定期点検が義務付けられています。

【法令に基づく日常点検・定期点検】

- 事業用貨物自動車は1日に1回、運行開始前に日常点検を行うことが義務づけられていますが特に危険物の移送をする者には、移送開始前にタンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等の点検を行うことになっています。(危険物の規制に関する政令第30条2の1)
- 危険物を運搬するタンクローリは、1年に1回以上の定期点検を行わなければなりません。この定期点検は『有資格者』が行うか、資格を持った者が立ち合い記録を3年間保存しなければなりません。
- 危険物の規制に関する技術上に定める消防危第33号並びに「告示71条の3」により移動タンクの再検圧を完成検査済証の交付を受けた日または前回の再検圧を行った日から5年以内に行うよう制定され、その記録は10年間保存しなければなりません。
(消防法第14条の3の2・危険物の規制に関する第62条の4・6・8)
※消防法に違反した際は、30万円以下の罰金に処されます。
- 流量計取付タンクローリは計量法に基づき5年以内に「流量計」の再検定を受けなければなりません。
(計量法第19条・21条の2 計量法施行令別表第3(第12条・第18条関係)
※消防法第173条により、計量法第19条の1項2項に違反した際は、50万円以下の罰金に処せられます。



《日常点検・定期点検整備・消耗部品交換を怠ると大変危険です》

安全弁スクリーン折損

安全弁不良によるタンク側面凹

パッキン劣化による液漏れ

ポンプ液漏れ

消火器期限切れ



タンクローリは『架装物安全点検制度』対象車両です、日常点検および年次点検整備を実施いたしましょう。

- 1日1回、運行開始前には取り扱い説明書に記載されている始業点検項目に基づき点検を実施してください。
 - ・タンク本体とフレームの傷・変形・亀裂・固縛部のボルトの緩みを目視またはハンマーテスト等にて点検。
 - ・各部配管接合部（配管・底弁・マンホール等）からの漏れがないか点検。
(エア式はエアホース接続部含め作動状況・傷・漏れ等も点検する)
 - ・アースリール・アースプレート・排出ホースの導通テスト。
 - ・緊急弁閉鎖装置のレバー作動状況（正規位置まで作動するか）・ロッド・ピン等のガタ、錆びの点検。
(緊急弁閉鎖装置のレバー・ロッド・ピン等は必ず給油脂を行ってください)
- タンク内に入るときは必ず最終積載物を確認しタンク内のガス抜き洗浄を行い、ガス濃度を確認し安全措置（換気等）を講じ点検ねがいます。(タンク内の洗浄は基本的にお客様が完全に洗浄を行い安全が確保された状態で搬入して頂くこと。)

特装車両の安全・安心は純正部品で機械も健康

定期点検項目の一例

安全弁テスト



安全弁検査機にかけます。



正圧/負圧にて作動するか確認します。



封印します。



再検圧



5年に1回以上、タンク本体からの漏れの点検を行います。

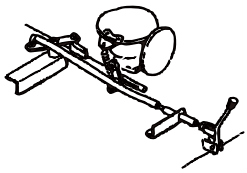


ベーパー付き車輛の点検



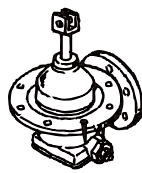
確実にストロークし、作動していることを確認してください。

緊急弁の点検



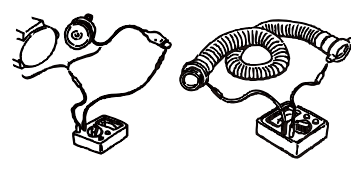
作動時に各室が均一に全閉となることを点検して下さい。
※この点検はサービス工場にお任せください。

底弁の漏れ



法定の定期点検になります。
※この点検はサービス工場にお任せください。

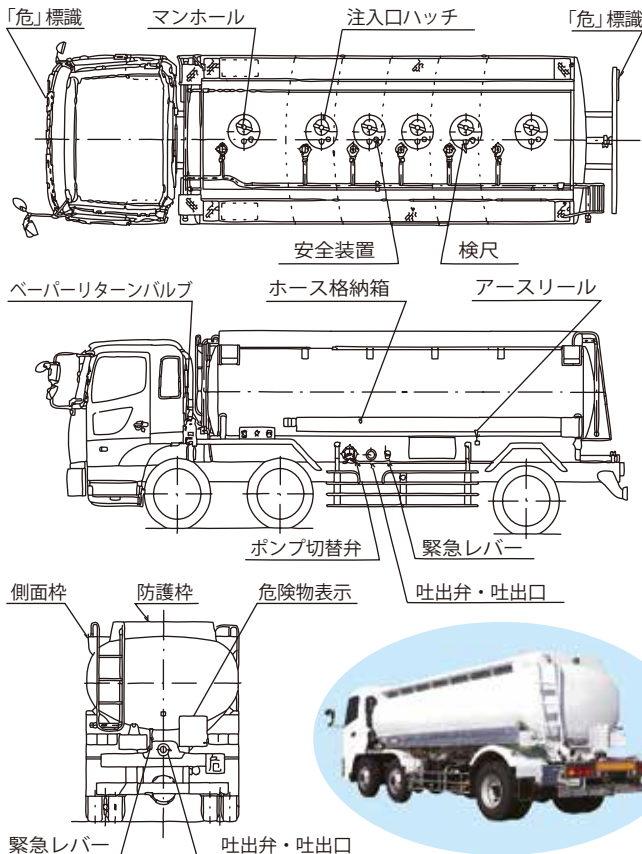
導通テスト



静電気による火花放電を防ぐため、導通テストを行ってください。

タンクローリーの各部名称と点検箇所（名称・点検箇所は取り扱い説明書を参照してください）

【各部の名称と点検表（参考例）】



点検項目	点検内容	点検時期				備考
		始業点検	1ヶ月毎	3ヶ月毎	12ヶ月毎	
タンク本体、フレーム等	傷、変形、亀裂、腐食等	○	○	○	◎	目視（5年毎に再検圧）
タンク固定金具	金具のゆるみ、クッションベルトのほみ出し等	○	○	○	◎	目視、ハンマーテスト等 初期1～3ヶ月は特に注意して増締めしてください。
空気安全弁	スクリーンの目づまり		○	○	○	目視
	作動圧力				◎	機能試験等
	取付パッキンの漏れ	○				目視
検尺棒	パッキンの漏れ	○				目視
マンホール	ボルトのゆるみ、漏れ	●	○	○	◎	目視、ハンマーテスト
注入口	変形、漏れ	●	○	○	◎	目視、パッキン状態
静電気除去円筒	変形、取付状況				◎	目視
防護枠・側面枠	変形等				◎	目視
底弁	作動状況、漏れ	●	○	○	◎	目視、目視、機能テスト
配管	変形、漏れ、ゆるみ、腐食等	●	○	○	◎	目視、ハンマーテスト
弁類（底弁を除く）	作動状況、漏れ	●	○	○	◎	目視、目視、動作
底弁ハンドル部	作動状況、漏れ	●	○	○	◎	目視、動作 初期1～3ヶ月は特に注意して増締めしてください。
底部自動閉鎖装置	緊急レバー作動状況 ピン、レバー類の給油脂	○	○	○	◎	目視、ハンマーテスト
アースリール	タンク本体とコード先端の導通の有無、リール回転状況	○	○	○	◎	テスター 目視、操作
アースプレート	導通の有無	○	○	○	◎	テスター
ホース口金間の導通	導通の有無	○	○	○	◎	テスター
給油ホース・結合金具	変形、傷、老化状況	○	○	○	◎	目視、2年毎に交換 傷、首折れ、ふくれ、ワイヤーの摩耗等の異常を発見したら交換してください。
表示・標識	汚れ、鮮明度				◎	目視
ポンプ	漏れ、異音、給脂	●	○	○	◎	目視
プロペラシャフト	緩み、損傷、給脂		○	○	◎	目視
消火器	変形、破損、腐食	●			◎	目視、6ヵ月毎
	機能				◎	6ヵ月毎
エア式底弁のエア回路	漏れ、破損、作動状況	○	○	○	◎	目視、動作
ホースリール	変形、漏れ	○	○	○	◎	目視
ノズル	変形、漏れ	○	○	○	◎	目視
パワーユニット	変形、漏れ	○	○	○	◎	目視
スベアタイヤキャリア	カタ、緩み、腐食	○	○	○	◎	目視（トレイは法規で3ヶ月毎）

タンクローリーは1年に1回定期点検を行わなければなりません。安全点検制度対象であるタンクローリーを点検いたしましょう。



2019年（黄緑色）



2020年（黄色）



2021年（水色）

※本ステッカーは、架装物の安心・安全の指標としてご利用いただいております。
なお、架装物の安全点検制度に必要なツールを準備し車工会に登録したメーカー・指定サービス工場が貼付できます。

※特装車の点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある、各メーカー指定サービス工場でお受けください。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会